

2009年4月28日

**メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)**  
**豚インフルエンザの感染拡大に伴う市場動向等について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

今般、メキシコで検出された豚インフルエンザの人への感染が確認され、世界的な感染拡大も心配されております。こうした事態を受け、最近の市場動向および今後の運用方針につきまして以下のとおり、ご報告申し上げます。

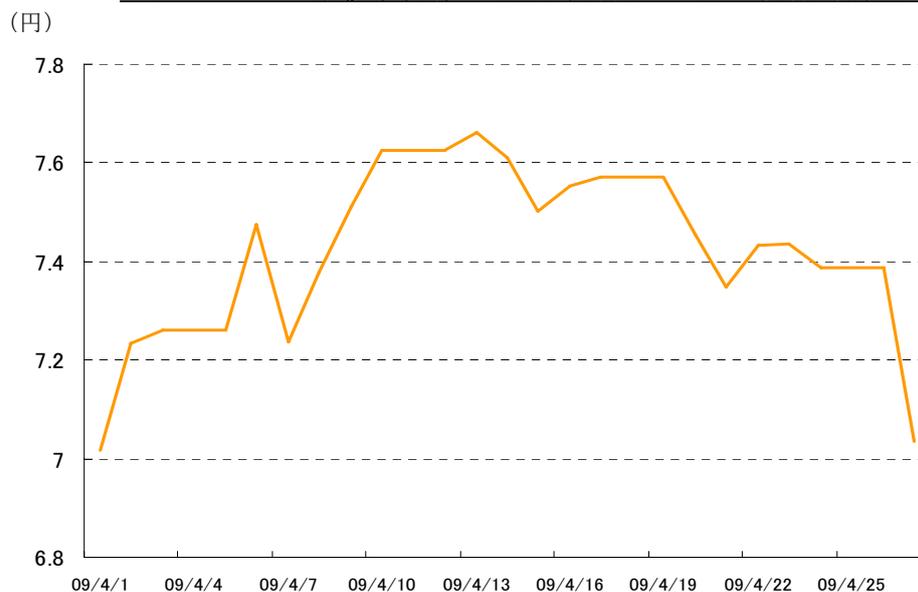
**【メキシコにおける豚インフルエンザの発生と市場動向について】**

メキシコでは4月24日夜頃から豚インフルエンザに感染する例が相次ぎ、27日時点では感染者数は国内で1,600人を超え、感染による死者は149人と報道されました。豚インフルエンザについて、米国では公衆衛生に関する緊急事態と位置づけたほか、ニュージーランドやカナダにおいても感染の疑いがあるケースが相次ぎ、事態の悪化が懸念されております。

世界保健機関(WHO)は27日、緊急専門家委員会を開き、新型インフルエンザウイルスの世界的大流行に備えて設定されている警戒レベルをフェーズ「3」から「4」(人から人への感染が増加する)へと引き上げました。

27日、外国為替市場においてメキシコ・ペソは対円で前日比4.74%(東京時間16時)の下落、債券市場では前日比0.71%の下落(JPモルガン現地通貨建てメキシコ国債インデックスベース)となりました。また株式市場においてもメキシコボルサ指数が前日比で3.34%下落するなど不安定な動きとなっております。

**メキシコ・ペソの推移(対円) 2009年4月1日～27日(東京時間16時時点)**



●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。  
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

### 【今後の運用方針】

これまで当ファンドにおいて、メキシコはインフレ率がピークに達したとの見方からベンチマーク比で高めの組入れとしておりました。〔メキシコ国債組入比率 15.3%(3月31日現在)〕

今回の豚インフルエンザの感染拡大により、消費の低迷や観光収入の落ち込みなど今後のメキシコ経済に与える影響も心配されております。

このような環境下、当ファンドの運用に当たりましては今後のマーケット動向等を見極めながら慎重に対処していく所存です。

以上

## ＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。  
したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## ＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

### ■ 直接ご負担いただく費用

#### ○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

#### ○ご換金手数料:ありません。

#### ○信託財産留保額:ありません。

### ■ 間接的にご負担いただく費用

#### ○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

#### ○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会